

別冊

民間事業者活用型保育所整備費補助金について

令和 8 年度
川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人
募集要項
(令和 9 年 4 月開所)

1 整備費補助金	P. 1
(1) 対象経費	
(2) 補助金上限額	
(3) 補助金交付の流れ	
2 賃借料補助金	P. 2
(1) 対象経費	
(2) 補助金額	
(3) 補助期間	
(4) 補助金交付の流れ	
3 注意事項	P. 3
4 民間保育所整備事業に係る市内中小企業への優先発注	P. 4

1 整備費補助金

(1) 対象経費

施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要な経費

ただし、備品等に必要な経費については、45,000円に定員分を乗じた額を対象経費上限額とする。

(2) 補助金上限額

【定員120人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合】

- 対象経費の4分の3を補助する。

補助金上限額：98,850千円（対象経費上限額131,800千円×3/4）

【定員90人から119人までかつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合】

- 対象経費の4分の3を補助する。

補助金上限額：87,900千円（対象経費上限額117,200千円×3/4）

【定員60人以上】

- 対象経費の4分の3を補助する。

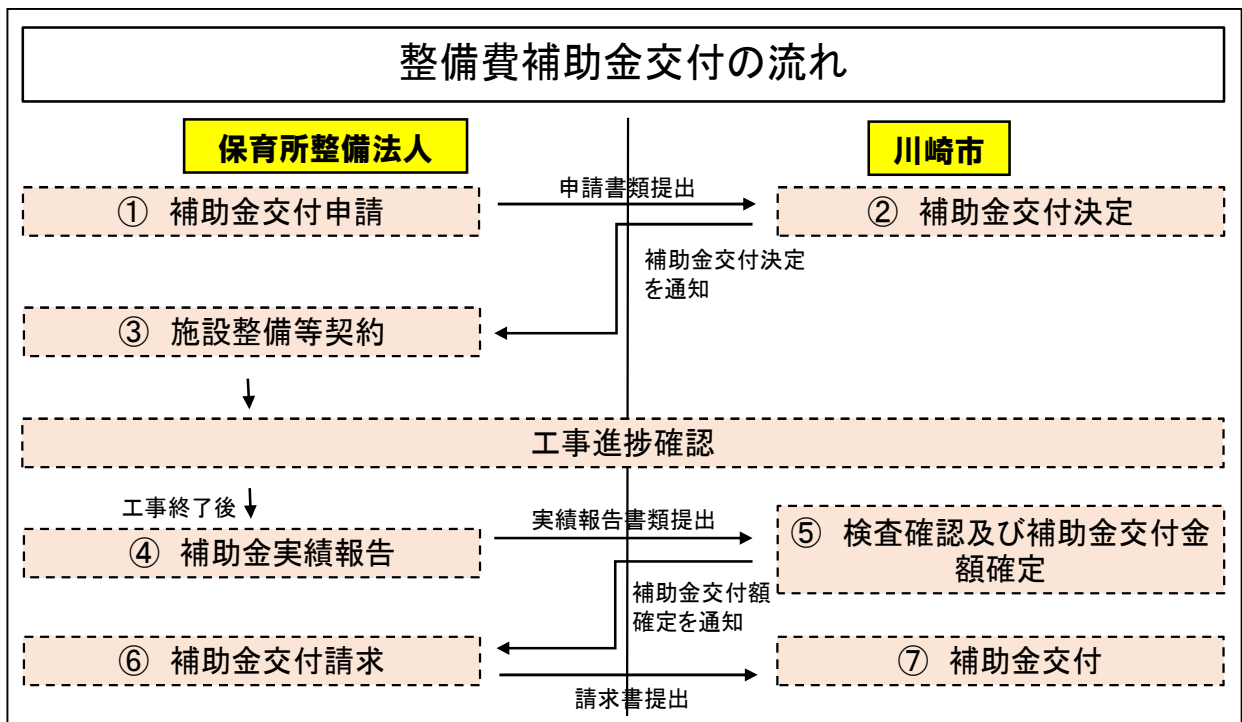
補助金上限額：65,925千円（対象経費上限額87,900千円×3/4）

【定員30人以上60人未満】

- 対象経費の4分の3を補助する。

補助金上限額：33,000千円（対象経費上限額44,000千円×3/4）

(3) 補助金交付の流れ



2 賃借料補助金

(1) 対象経費

保育所の開設前の整備期間において園舎等（当該園舎に付帯し園庭として使用する土地及び設備等で賃借にあたり不可分と判断されるものを含む。）の整備物件等を賃借する場合に、これに要する経費

(2) 補助金額

ア 定員60人以上の認可保育所

補助対象者と施設の所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間の賃借料の所要額と基準面積に補助基準単価及び補助対象期間を乗じて得られた補助基準額を比較し低い額（千円未満の端数がある場合はこれを切捨てた額）

<基準面積>

基本面積+加算面積

基本面積		加算面積	
定員区分の1人当たり面積×定員		低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36㎡
定員区分	1人当たり面積		
60～90人	7.4㎡	一時保育室併設加算面積	67㎡
91～120人	7.2㎡		
121～150人	7.0㎡		
151～180人	6.7㎡	地域子育て支援センター併設施設加算	80.3㎡
181～210人	6.6㎡		
211～240人	6.5㎡		
241～270人	6.4㎡		
271人以上	市長が承認した面積		

項目	基準面積	補助基準単価
園舎（付帯設備を含む。）	附表に定める補助基準面積の範囲内で実際に要する面積とする。	月額 1㎡当り 1,300円
園庭	園舎に付帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6㎡を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積とする。	同上

イ 定員60人未満の認可保育所

補助対象者と施設の所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間の賃借料の所要額と補助基準単価（451,500円）を比較し低い額

(3) 補助期間

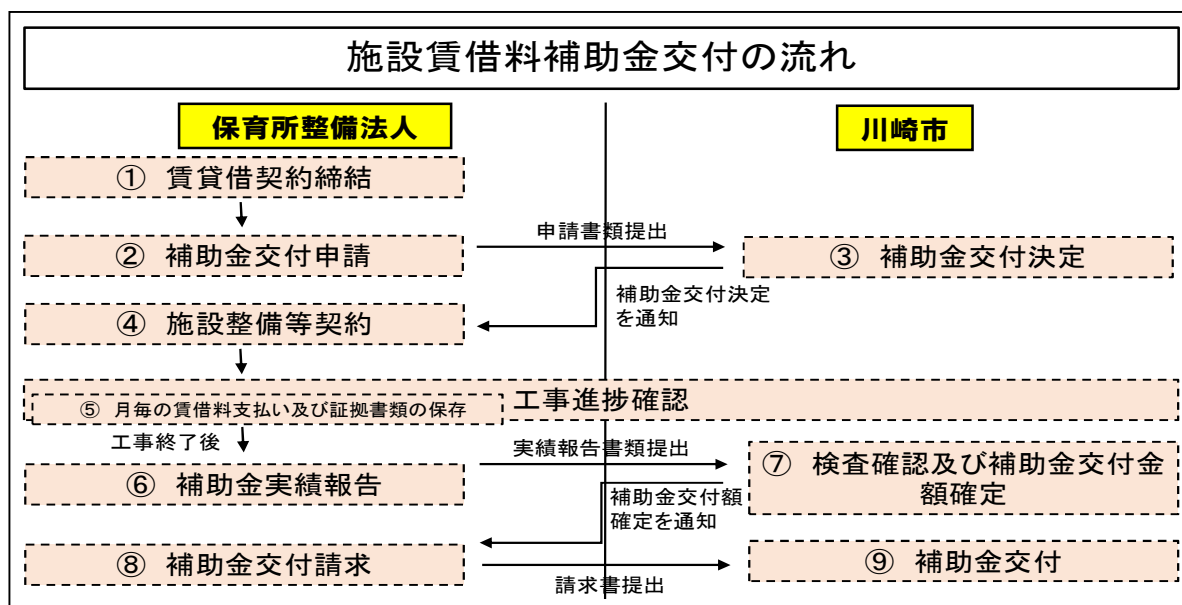
ア 定員60人以上の認可保育所

6か月を限度として保育所等の開設前の整備期間として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）

イ 定員60人未満の認可保育所

4か月を限度として保育所等の開設前の整備期間として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）

(4) 補助金交付の流れ



3 注意事項

設置・運営法人においては、施設整備の資金計画等の策定等にあたって、次のことに御注意ください。

- ◎設置・運営法人は、川崎市の整備費等補助金のほか、無理のない資金計画により整備事業を実施すること。また、資金借入れなど、保育所等の新設に係る諸手続きは法人が行うこと。
- ◎本事業の施設整備による借入金の返済については、川崎市民間保育所施設整備借入金返済費助成要綱の対象とはならないこと。
- ◎本事業は国庫補助を活用した事業であることから、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によって、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は速やかに市長に報告し、必要に応じて当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付すること。

4 民間保育所整備事業に係る市内中小企業への優先発注

川崎市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小企業の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでおります。当該施設整備工事等に関する工事施工業者等の選定、入札、契約等に当たっては、次の事項を遵守してください。なお、当該事項について遵守していない場合は、当該補助金の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ◎補助事業に係る工事請負や備品購入等については、価格の競争性と契約の透明性を担保した上で適正な事務執行を行うため、原則として競争入札により請負業者を選定すること。競争入札を行うに当たっては、川崎市民間事業者活用型保育所整備費等補助金交付要綱に基づき市内中小企業者への優先発注を行うこと。
- ◎当該工事は補助対象事業であることから、入札や契約に当たっては、法人と特別な関係にある者を排除するとともに、公益性や公平性を損なうことのないよう、特段の配慮をもって臨むこと。

【市内中小企業とは】

中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいい、川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する者。

【お願い】木材の積極的な活用について

本市では「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」における「国産木材の使用」や「新改築の場合の単位面積あたりの木材使用量（建物用途に応じて0.005～0.01（m³/m²）」等の具体的目標に基づき、木材の積極的な木造木質化を図ることを目指しています。川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人による保育所整備では、天井・壁・床等の内装には木質化を御検討いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。詳細については、市HP「公共建築物等における木材利用促進の取組」を御参照ください。

[【https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000061473.html】](https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000061473.html)